

令和6年度上半期の岩手県労働委員会における労働相談実績について

労働委員会が行っている労働相談の令和6年度上半期実績（4月～9月）を取りまとめたので、お知らせします。

- 労働相談の受付件数は336件で、前年同期に比べ10件、2.9%減少した（令和5年度346件）ものの、令和4年度以降高止まり傾向にある。内訳では、電話相談が45件減ったのに対し、メール相談が22件、相談会等対面による相談が13件それぞれ増加している。
- 相談者別人数では、正規雇用からの相談が169人、非正規雇用からの相談が124人で、前年同期に比べ、非正規雇用からの相談が12件、10.7%増加した。
- 相談内容別の件数では、①「パワハラ・嫌がらせ」69件、②「賃金・手当」68件、③「退職」50件の順となり、「賃金・手当」が昨年度に比べ7件減少したことにより、「パワハラ・嫌がらせ」が最も多くなった。

1 令和6年度上半期の労働相談の概況

- 事務局職員による「労働相談なんでもダイヤル」（フリーダイヤル）及びメール（電子申請システム）を活用した労働相談を実施したほか、労働委員による「月例無料労働相談会」（盛岡）と「出前無料労働相談会」（盛岡・大船渡・北上・遠野）を計10回開催し、労働問題解決の支援を行った。
- 労働相談件数は計336件で、「労働相談なんでもダイヤル」による相談が264件（全体の78.6%）、メールによる相談が40件（11.9%）となっており、メールによる相談が22件増加した。
- 相談者別人数では、正規雇用からの相談が169人（全体の50.3%）、非正規雇用からの相談が124人（全体の36.9%）となり、使用者（経営者）からの相談が減少したことにより、労働者からの相談の割合が増加している。
- 相談内容別の件数は、①「パワハラ・嫌がらせ」が69件（15.1%）、②「賃金・手当」が68件（14.8%）、③「退職」が50件（10.9%）、④「休日・休暇・休業」が47件（10.3%）、⑤「社会保険・労働保険」が43件（9.4%）の順となっている。

2 主な相談事例

内容区分	主な相談事例
(1) パワハラ・嫌がらせ	・上司からの暴言、暴力が原因で鬱状態と診断され、自宅療養をしているが、会社からパワハラと認定しないと言われた。 ・職場の同僚からのパワハラを上司に相談したら、パワハラとを感じるなら職場を辞めるしかないと言われた。
(2) 賃金・手当	・残業をするときは、タイムカードを押してからするようにと言われており、残業代が支払われていない。 ・求人サイトには「退職金あり」と掲載されていたが、実際に退職したところ、退職手当が支給されないことが分かった。
(3) 退職	・退職間際になって、業務を押し付けられ、終わるまで退職させないと言われている。 ・退職する際に、有給休暇の消化を申し出たところ、会社から難色を示された。

その他、相談事例集（<https://www.pref.iwate.jp/iinkai/roudou/jirei/index.html>）を御参照ください。

<参考>

・労働相談なんでもダイヤル ・メールによる労働相談…労働委員会のホームページで受付		事務局職員対応
・月例無料労働相談会…計画 年12回（毎月1回） ・出前無料労働相談会…計画 年13回（春季、秋季、冬季）		労働委員対応

○今後の月例無料労働相談会（於：岩手労働委員会）

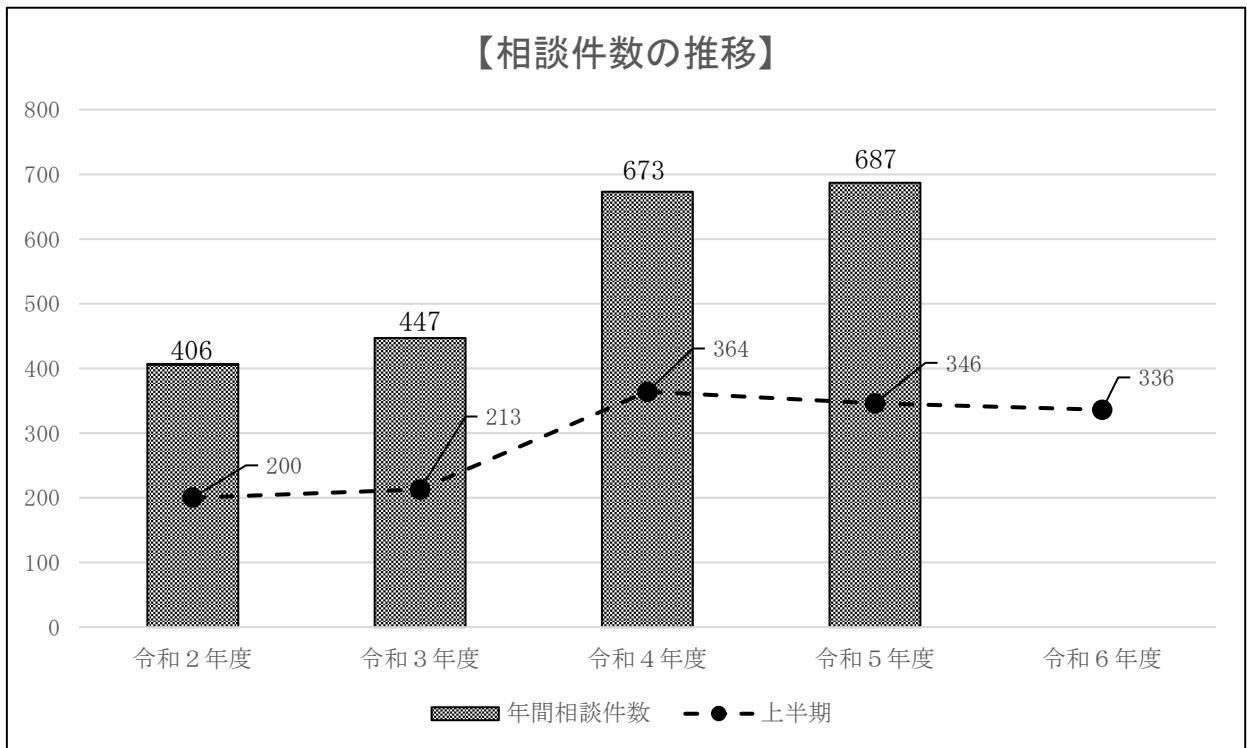
相談会期日	開催時間	公益委員	労働者委員	使用者委員
11月22日（金）	13：00～14：45	太田 秀 栄	紺野 千鶴子	石川 義 晃
12月23日（月）	13：00～14：45	太田 秀 栄	佐々木 正	平野 佳 則
1月24日（金）	13：00～14：45	渡部 あさみ	鈴木 圭	藤田 芳 男
2月25日（火）	13：00～14：45	本田 純	山岸 伸行	柴田 千 春
3月26日（水）	13：00～14：45	山崎 哲雄	佐藤 茂生	松川 顕

※相談員は予定であり、変更となる場合があります。

○今後の出前無料労働相談会

相談会期日	開催時間	市町村	場 所	公益委員	労働者委員	使用者委員
2月2日（日）	13：00～16：00	盛岡市	アイーナ	石堂 淳	山岸 伸行	石川 義晃
2月15日（土）	13：00～16：00	奥州市	奥州地区合同庁舎	山崎 哲雄	佐々木 正	藤田 芳男

※相談員は予定であり、変更となる場合があります。



【参考資料：労働相談の推移（各年度9月末現在）】

1 相談件数及び相談手段別件数

年度	R4		R5		R6			
	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	対前年増減数	対前年増減率
フリーダイヤル (労働相談なんでもダイヤル)	333	91.5	309	89.3	264	78.6	△45	△14.6
一般回線	0	0.0	9	2.6	9	2.7	0	
メール	13	3.6	18	5.2	40	11.9	22	122.2
来庁・相談会等	18	5.0	10	2.9	23	6.8	13	130.0
計（相談件数）	364	100.0	346	100.0	336	100.0	△10	△2.9

2 相談者別人数

年度	R4		R5		R6			
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	対前年増減数	対前年増減率
正規雇用	147	40.4	170	49.1	169	50.3	△1	△0.6
非正規雇用	121	33.2	112	32.4	124	36.9	12	10.7
使用者	15	4.1	24	6.9	12	3.6	△12	△50.0
不明	81	22.3	40	11.6	31	9.2	△9	△22.5
計	364	100.0	346	100.0	336	100.0	△10	△2.9

3 相談内容別件数（複数の相談事項を有する場合は、上記1の相談件数とは一致しない）

年度	R4		R5		R6			
	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	対前年増減数	対前年増減率
パワハラ・嫌がらせ	93	18.4	68	13.6	69	15.1	1	1.5
賃金・手当	71	14.0	75	15.0	68	14.8	△7	△9.3
退職	52	10.3	66	13.2	50	10.9	△16	△24.2
休日・休暇・休業	44	8.7	40	8.0	47	10.3	7	17.5
社会保険・労働保険	53	10.5	43	8.6	43	9.4	0	
労働契約	43	8.5	35	7.0	36	7.9	1	2.9
解雇	14	2.8	29	5.8	33	7.2	4	13.8
労働時間	34	6.7	37	7.4	26	5.7	△11	△29.7
上記以外の相談	102	20.2	107	21.4	86	18.8	△21	△19.6
計	506	100.0	500	100.0	458	100.0	△42	△8.4

4 個別労働関係紛争のあっせん*事件数（令和6年度は9月末現在）

年度	R1	R2	R3	R4	R5	R6
申請件数	2件	5件	3件	0件	2件	2件

- * (1) 「個別労働関係紛争のあっせん」とは、労働者個人と使用者との間に生じた紛争に対し、労働委員会が仲介役となって紛争当事者の意見、主張を調整し、紛争の実情に即した解決策に係る助言やあっせん案の提示などにより、迅速な紛争解決に向けた支援を行う制度。
- (2) 岩手県労働委員会では、平成14年8月1日から知事の委任を受け、個別労働関係紛争のあっせんを実施。
- (3) 労働局の行う「あっせん」及び「労働局長による助言・指導」や、裁判所における「労働審判」などの他の個別労働関係紛争処理制度に比べ、「公労使三者構成による、きめ細かな調整」「簡易な手続」「無料」などが特色。
- (4) また、個別労働関係紛争のあっせん制度が更に活用されるよう、平成23年度から、知事の権限である個別労働関係紛争に関する労働相談を、労働委員会事務局の職員が補助執行として行っている。